

総務文教常任委員会会議録

- 1 日 時 平成28年8月22日（月）
9時58分開会 14時28分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：高橋政悦 副委員長：鈴木孝寿
委 員：北村光明、木村好孝、口田邦男、中島里司
議 長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員
 - ・ふるさと納税について
企画課：課長 松浦正明、課長補佐 田本尚彦、
政策企画係長 寺岡治彦、統計企画係長 石川淳
 - ・防災マップの取り組みについて
総務課：課長 小笠原清隆、課長補佐 本田雅彦、総務係長 鈴木聡
- 6 議 件
 - (1) 所管事務調査について
 - ・ふるさと納税について
 - ・防災マップの取り組みについて
 - (2) 議会報告会と町民との意見交換会について
 - ・総務文教常任委員会での質疑、意見・提言等の調査・検討
 - ・平成27年度の執行側へ対応を求めた項目の検証
 - (3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

議件（1）所管事務調査

・ふるさと納税について

委員長：（高橋政悦）本日、午前中はふるさと納税について、午後からは防災マップの取り組みについて所管事務調査を行う。

担当課から資料の説明を受けた後、質疑によって調査を進めたい。説明員の紹介も兼ねて担当課から説明願う。

松浦課長：（説明員の紹介）

清水町いきいきふるさとづくり寄附条例の制定から8年目。平成27年度については多数寄附をいただき、重複している方もいるが3,430件、総額で54,454,500円の寄附をいただいた。

お渡しした資料の内容について、昨年の状況を踏まえ、田本課長補佐が説明する。

田本補佐：ふるさと納税の内容について説明し、企業版ふるさと納税については寺岡政策企画係長が説明する。

（配付資料の確認）

所管事務調査資料から説明する。表紙をめくって1ページ目は、総務省のホームページからピックアップしたふるさと納税制度の概要。ふるさと納税については、生まれ育った土地で医療・教育などのサービスを受けた後、進学や就職等で生活の場を都会に移したときに、自分が育った自治体への恩返しとして、ふるさとに税金を払うような仕組みを考えていこうという提案から始まって制度化したもの。具体的には都道府県・市町村への寄附のことをふるさと納税としており、自治体に対する寄附についてはもともと税控除があったが、その内容を拡大して、所得による上限はあるが、自己負担額から2,000円を除いた全額を税額控除する制度になっている。基本的には確定申告を行って所得税、住民税からの控除という制度でスタートした。控除額の計算については下の方に図式化したものがある。所得税からの控除については、ふるさと納税額から2,000円を差し引いた金額に所得税の税率をかけたもの。それを引いたものが住民税の控除になるということで、細かい計算の内容が2ページ目の冒頭にある。逆に、清水町からよその自治体に納税して控除される方も数名いる。本町においては、特産品の内容を提案して提示をしていることもあり、約5,400万円の寄附が入っている。ふるさと納税をする自治体というのは、ふるさと納税制度は、最初の検討段階では生まれ育ったふるさとに貢献できる制度をキーワードに始まったが、実際には自分の意思でどこの自治体にでもふるさと納税を行うことができる制度として整備されている。ふるさと納税を行ってもらうために、それぞれの町がPRとして、ホームページでの告知のほかに、最近では全国の自治体が参加をして情報を発信する「ふるさと納税ポータルサイト」が出てきて、本町もその仕組みに乗って現在行っている。

2ページ目の下は、税の申告の制度説明である。原則として確定申告を行う必要があるが、平成27年4月からふるさと納税を一層推進していくために、「ワンストップ特例制度」が設けられた。これは、確定申告が不要な給与所得者が、全国各地の5団体以内のふるさと納税を行った場合については、各納税先に「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をすると、各寄附を受けた自治体と納税者の税の申告先の自治体との間で、寄附の状況をやり取りして、本人が申

告をしなくても自動的に税の控除が図られる仕組みが運用されている。細かい数字は把握していないが、半数弱の方々から申し出をいただいております、こちらの方から情報提供する取り組みをしている。寄附の際に申し出をいただいた後、特例を使う申請は若干減るので実際には4割を切るが、制度を利用されている方が多くいる。

3ページ目からは、ふるさと納税制度に関する本町の対応であり、本町では制度創設の当初に基金を立ち上げ、寄附の用途をあらかじめ条例で設定して、寄附の申し出をしていただいた方が用途を選定し、清水町のまちづくりに協力する意思表示をしていただけるような仕組みづくりを行っている。資料にいきいきふるさとづくり寄附条例の一部を抜粋して掲載している。条例は、平成20年10月に制定され、本町の特色ある事業の推進に寄附者の意向を反映し、寄附金を財源として、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的としている。用途として「第九のまちづくり事業」、「アイスホッケーのまちづくり事業」、「次代を担う子どもたちの健全育成事業」、「森と水・景観の保全事業」、「花で彩るまちづくり事業」の5点を提示している。寄附の申し出をいただく際には、このほかに、用途を指定せず本町の意味に委ねるということで、第2条第2項の部分も並べ、全6項目の提示をして寄附をいただくようにしている。寄附をいただいた部分については、いきいきふるさとづくり基金に積み立てを行い、必要に応じてその費用を事業に充てると定めている。この基金からの事業への取り崩し、運用についてはいきいきふるさとづくり寄附条例施行規則の第4条で用途選定委員会を設置して、その意見を聴いて決定していく仕組みとなっている。

4ページ目をご覧ください。本町への寄附実績について表・グラフ等でまとめている。冒頭には寄附実績の過去3年間をピックアップしている。平成25年度は16件、2,050,216円の寄附で1件あたり128,139円の寄附をいただいている。平成26年度は29件、2,982,000円で、1件あたり102,828円になっている。平成27年度は先ほど話したとおり3,430件で54,454,500円、1件あたり15,876円の寄附が寄せられている。この寄附の推移については制度の取り組みを始めた平成20年度からのグラフを中段に載せている。従前は年度300万円前後の寄附額であったが、平成27年度については、平成27年4月からインターネットのポータルサイトで手続きができる、更に入金については直接町の口座指定ではなく、それぞれ個人の方が持っているクレジットカードを通じて寄附の払い込みも簡単にできる制度を併用した。この結果、年間の寄附件数と額が大きく伸びた。寄附をいただいた方の金額ごとにどれだけの件数があったかというのは右側の表にまとめている。法人1件1万円の部分以外は個人の方からの寄附であり、一番多いのは1万円の寄附2,751件。次に2万円の寄附462件。それから3万円、10万円、5万円、20万円で、特産品の返礼を提示している寄附について50件前後の寄附がそれぞれ申し込まれているところ。インターネットでの寄附の申し込みについては、前半の15日と後半の月末までの2回に分けて、クレジット会社を通じて町の方に月2回入金される。その寄附の申し込みの区切りごとにグラフでまとめたのが4ページの下側のグラフ。色が単色で見づらいが、棒グラフの色の薄い方が平成27年度の実績。色の濃い方が28年度の実績。折れ線グラフについて小さい点が付いていない方が平成27年度の寄附の件数で、濃い線に△の大きなポイントを設けているのが平成28年度の件数。27年度だけの状況を見ると制度開始当初は140~150万あたりを前後する寄附金額であるが、6月から200万円前後で寄附の申し込みが増えてきた。10月に若干伸びて11月、12月は大きな金額に伸びている。ふるさと納税という制度は税額の控除が図られるということで、年末に近づくと、寄附をされる方が1年間の

収入状況を勘案して、控除の対象となる金額をあらかじめ目安をつけて、それに向けた寄附の申し込みをされているというのが全国的な傾向だと思う。全国的にもこの時期の伸びが多く、本町としてもそういう時期の伸びがあって、1月以降はその反動で、非常に申し込みが少なくなる状況。28年度の当初については新たに返礼品目を増やすなどの取り組みを行い、4～5月は好調に伸びたところ。6月は熊本の大地震災があって全国的にふるさと納税が熊本に集中しているらしいとのことで、各自治体とも前年度を割るような状況になっており、管内的にも苦戦しているよう。

5ページ目は、寄附の地域別の状況を平成27年度分についてまとめている。北海道、全国各県をまとめた地域ごとで掲載している。北海道は398件6,636,000円の寄附をいただいているが、地域的には関東の7都県、それから関西の6府県が多い。やはり大都会近辺の方々が、所得水準も高いためか、全国を通じて寄附を募る対象としては非常に大きな地域になっている。関東が1,636件2,534万円で全体の半分近くとなっている。その7都県の中身について円グラフにしたものが中央にある。下半分の12,980,000円が東京都の方からいただいた寄附額になる。グラフの表示順番が横に書いてある。東京都の次に寄附が多いのは神奈川、続いて埼玉、千葉の順番になっている。

これらの寄附者に対して、まちの魅力を創出し、全国に発信することで、まちのブランド力を高めていく効果的な取り組みとして位置付けるということで、「ふるさとブランドとかちしみず」の認証を受けた特産品を平成26年度から寄附をいただいた方々に進呈する取り組みを始めた。平成26年度については高額の寄附をいただいた方に1年度に限り1回送るという制度を取りまとめて、5万円以上10万円未満の寄附に対しては5,000円程度の特産品、10万円以上の寄附に対しては1万円相当の特産品ということで取り組みを始めている。また、平成27年4月1日からは1万円以上の寄附をいただいた方1回につき特産品を送るということで、年間に5回、6回寄附をいただいた方についてはその都度特産品をお送りする制度に取り組むことにした。現在行っているのは1万円以上の方に5,000円相当、2万円以上の方には1万円相当、以降それぞれ寄附の金額の半額相当の特産品で6つの区分を設けて行っている。平成28年7月現在の取扱品目は13事業所40品目になっている。これは先ほどお渡ししているパンフレットの方に出ている事業所取扱いの特産品になる。それから清水町ふるさと応援会員事業ということで平成22年10月から、1万円以上のふるさと納税寄附をされた方が来町され、町内で各種サービスを利用する際に事業者が提供する特典を受けられる事業ということで、現在参加事業所20件で事業を行っている。実際にふるさと納税をした方が本町に来てサービスを利用するというのは件数的には多くないが、ふるさと納税を通じて本町を知っていただく、訪れていただくということで、来町のメリットとしてのPRを行って、交流人口につなげたいという思いで取り組んでいる。この取り組みについては先ほどの小さい方の冊子に出ている。冊子の中には町内の各事業所の連絡先、定休日、営業時間、特典内容、所在地図を載せている。この中で、本町の移住体験住宅を大きく取り上げているが、寄附いただいた金額の半額まで移住体験住宅の使用料を割引するという案内をしている。特産品ではなくて移住体験を利用したいので寄附を利用したいという方の申し込みがあり、実際7月に清水町の移住体験住宅を利用された実績がある。

条例に掲げてあるとおり、まちの個性的な事業に活用していくというのが制度の目的である。6ページには寄附を活用したまちづくりということでこれまで取り組んできた事業について載せている。平成22年度は第九のまちづくり事業ということで第九の演奏会に274,000円の基金を活用した。平成23年度はアイ

スホッケーのまちづくり事業ということで、トレーニング機器及び貸出用具の更新・整備に基金を活用した。平成 24 年度は森と水・景観の保全事業ということで、開町 100 年事業で実施した桜並木の補植を行う際の経費として活用した。平成 26 年度から行っている、しみず赤ちゃん絵本購入事業は生まれてきた子どもに清水の材料を盛り込んだ絵本をお渡ししている事業であり 180,000 円を活用している。平成 27 年度についてはアイスホッケーのまちづくり事業に 1,026,000 円、次代を担う子どもたちの健全育成事業に 285,000 円、第九のまちづくり事業に 271,000 円を活用している。

現在の用途別寄附金累計を平成 28 年 3 月末の金額で載せている。平成 20 年度からの累計寄附額である。総額 69,077,114 円で内訳は円グラフのとおり。金額は次代を担う子どもたちの健全育成事業が 19,736,816 円、森と水・景観の保全事業が 11,540,000 円、アイスホッケーのまちづくり事業が 11,225,000 円という順に用途を指定している。指定なしについては 22,474,140 円となっている。7 ページには、現在の用途別寄附金額（平成 27 年収入）54,454,500 円について掲載している。先ほどの累計と同じような内訳になっている。26 年度までは少数で大口の寄附金があったことで、アイスホッケーのまちづくり、第九のまちづくりを指定して寄附される方が多かったが、今は次代を担う子どもたちの健全育成、森と水・景観の保全、指定なしが非常に大きな比率になっている。

現在までの事業への基金活用ということで、平成 27 年度実施分までは 5,645,550 円を活用している。アイスホッケーのまちづくり事業、森と水・景観の保全事業に多くの金額を基金として活用している。ちなみに平成 28 年度の予算については 3 月の議会で可決したが、基金繰入金 2,900 万円を予算計上している。子育て支援に 100 万円、保育所の施設管理に 140 万円、小学校施設改修に 360 万円、文化会館芸術鑑賞に 30 万円、アイスアリーナに 2,160 万円、給食センター施設整備に 110 万円という内容で、それぞれの事業が実施されてきているところである。今後、小学校の水泳プール用の備品、文化会館での芸術鑑賞事業で活用される予定。

8 ページからはふるさと納税の波及効果ということで、いきいきふるさとづくり寄附推進事業で取り組んでいる返礼品の贈呈について、寄附金獲得の推進効果だけでなく、町の特産品を全国の方に発信する機会につながっているということで、まとめさせていただいている。平成 26 年度については 5 万円以上の寄附者を対象に 1 年度 1 回限りの贈呈ということで、7 事業所 11 品目が事業に参加していただいた。平成 27 年 4 月から 1 万円以上の寄附者を対象にする制度に変更してから、1 事業所 5 品目が増え、8 事業所 16 品目で提示して実施している。

9 ページには、その後の追加認証ということで、平成 27 年 6 月にふるさとブランドの新しい認証の対象商品が増え、品目追加で 2 事業所 7 品目を 7 月から追加した。実質 3 品目と書いてあるのは、参加事業所として登録したが在庫の調達がなかなか難しい品目があるからで、4 品目は今、ご案内していない状況。平成 28 年 1 月から、12 月のブランド認証に伴い追加の品目ということで 3 事業所 9 品目を加えている。特に山羊チーズという希少なものをこの時期に追加して取り組みを始めている。平成 28 年 4 月からは追加事業所の取りまとめを行い、既にふるさとブランドの認証を受けている事業者の中で、まだふるさと納税の特産品に参加をしていない事業所に声かけをして追加参加 6 事業所 10 品目を得られたところ。アスパラガスは季節限定のもので春先に取り組んだ。これは平成 28 年 4～5 月の寄附申し込みを大きく左右した。その他牛玉ステーキ丼のギフトセット、生ラム肉などを新たな品目として追加した。

平成 28 年 7 月から、ふるさとブランド新規認証の結果を受けて 2 品目（地鶏カ

レー・ふるさとアイスセット)を追加している。

平成 27 年度の返礼品発送件数は 2,991 件、数の計算方法としては 10 万円、20 万円の寄附の返礼については 1 回の寄附で 2 回、あるいは 4 回に分割して特産品を贈る仕組みにしている。4 回送って 1 件の寄附の発送が完了したと計算しており、例えば 3 回発送済みだとしたら 0.75 件で集計を行った結果の件数になっている。先ほどの寄附の件数に対して、返礼品の発送は分割で残っている数、それから年度替わりの 3 月末に寄附をいただいた方については、こちらの方で集計し、取りまとめをして発注するまでに年度が替わるため 27 年度にカウントしていない状況であり、3,429 件の寄附があったが、2,991 件の返礼品の発送件数でまとめている。

返礼品の発送費用については 28,783,530 円、送料を除く品代が 24,655,000 円で、参加事業所の特産品の発注でこれだけの経済的効果があったかと評価している。

実際にいきいきふるさとづくりを推進する上での特産品の取り組みについては、実施要綱等を 11 ページから 19 ページまで載せているので、説明を省略させていただく。

添付した資料を若干説明する。平成 27 年度の寄附報告書ということで、カラー刷りの冊子をお渡ししている。これはいきいきふるさとづくり寄附条例の中で寄附をいただいた方の状況等について毎年各年度分を報告書にまとめて公表することを義務付けているもの。公表として寄附をいただいた皆さんにお送りして、データについてはホームページに掲載して公開している。

平成 27 年度から、インターネットを通じて広く全国の方から寄附をいただくことになったことから、寄附者の方に礼状を送るときにその時期の地元の写真を掲載して、少しでも清水町のことを寄附者の方に印象付けたいということで取り組んでおり、それらに用いた写真を 2 ページ目のところに何点か掲載している。そして、広報紙から町の主な話題をピックアップしたものを時系列に掲載し、それ以降は清水町の歴史の概略を掲載したもの、寄附の概要ということで寄附の総合計と名前を了解を得て掲載している。公表希望者 505 名 9,634,000 円、非公表希望者 2,925 名 44,820,500 円で、合計 3,430 名の 54,454,500 円であると公表している。その次は寄附を用いたまちづくりの事業についての説明ページを設けて、最後に、今取り扱っている特産品のそれぞれの事業所の紹介でこの報告書をまとめている。説明が長くなったが現在取り組んでいるふるさと納税の個人の寄附に該当する部分について説明した。引き続き、企業版ふるさと納税についての説明を寺岡係長から申し上げる。

寺岡係長：説明にあたっては本資料の 20 ページ以降と、別途配付している「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）活用の手引き」と、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象事業の決定（平成 28 年度第 1 回）について」という内閣府地方創生推進事務局から出た資料でも説明する。

まず、本資料の 20 ページ。企業版ふるさと納税は、平成 28 年度、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附に係る課税の特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））として創設された。まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の支援措置を設ける趣旨及び概要は、地方創生の取り組みをさらに加速化させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要があるため、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促す制度を創設。本制度は、法人が認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合に、当該法人に対する課税の特例措置を設けるものとされている。法人に対する課税の特例措置については手引きの 6 ページに記載されている。ここ

には、内閣府が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の3割に相当する額の税額控除の特例措置がなされる。現行の地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果（約3割）と合わせて、寄附額の約6割に相当する額が軽減されるということで、これまでの2倍の軽減効果があるとなっている。

先ほどの資料に戻り、②の認定申請を行う主体として以下の要件に該当する団体を除くとなっている。市町村は（B）に該当し、「地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされていること」ということで、本町は該当しないので認定申請を行うことができる。③の対象となる事業については、地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、法人から寄附を受け、実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））の設定、評価方法（PDCAサイクル）の整備により効率的かつ効果的に実施される事業が対象。基金への積立てに係る取扱いについては、「基金への積立てに充てる寄附については、原則として地方創生応援税制の対象外とする」となっている。「ただし、下記のi～iiiの要件を備える基金であって、かつ、地方公共団体がiv～xの運営管理を行うものへの積立てに充てる寄附については、本税制の対象になる」とされている。基金の要件として、「i 地方公共団体が設置する基金であって、取り崩し型のものであること」、「ii 当該基金の設置根拠となる条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められているものであること」、「iii 基金に積み立てる時点において、後年度の支出見込み額が積算できるものであること」となっている。運営管理については、「iv iiiにより見込まれる支出額を超える額の積立てを行わないこと」、「v 各年度において、基金への積立額のうち、寄附を充てる分の割合を5割以下とすること」、「vi 基金から事業への支出実績が出てきた段階で、積立額に対して実際の支出額が少ないことが判明した場合には、以降に新たに積み立てる額を、実績に応じた額に引き下げること」、「vii 各年度に積み立てた寄附について、基金から事業への支出が完了するまで、毎年度、当該年度の支出見込み額、当該年度の支出額、支出総額、寄附の累計総額、基金残額を国へ報告すること」、「viii viiの報告の結果、事業への支出を開始した年度以降において、支出額の実績が伸び悩み、事業の終了時に支出総額が寄附の累計総額を下回る恐れがあると判断されるときは、事業の内容について国が行う助言・指導に従い、翌年度以降の支出額が改善されるようにすること」、「ix viiiの助言・指導が行われた年度の翌年度以降、2年度を経て、なお改善が見られない場合は、改善が見られないと判断された年度の翌年度以降の認定を取り消されることを予め承知すること。併せて、既に積み立てられた寄附分が適切に支出されるまで事業を継続すること」、「x viiの報告の結果、国が認定した事業以外の事業に対する支出が行われている等の不適切な状況にあることが判明した場合は、その年度の翌年度以降の認定が取り消され、ixと同様の取扱いとすることを予め承知すること」とされている。

次に申請様式の記載要領に示された要件ということで、「1 事業名」、「2 事業区分」、「3 事業の目的・内容」、「4 地方版総合戦略における位置付け」、「5 事業の実施状況に関する客観的な指標」、「6 事業費」、「7 寄附の見込み額」（申請時点において1件以上の寄附の見込みが立っている必要があるとされている）、「8 事業の評価の方法（PDCAサイクル）」、「9 事業期間」（事業期間が複数年度の事業を申請する場合は、本税制の適用期限である平成31年度までの事業を申請可能）の項目を申請書の様式に記載することとされている。

この制度に対しての本町のこれまでの取り組みは、平成28年度地域再生計画の第38回認定申請（6月17日期限）に対応するよう、該当事業の検討を進めて

きた。当初8月中旬ごろの認定予定とされていたが、実際の認定は8月2日となっている。申請事業の要件として、総合戦略に位置付けられた事業となっている。認定前の事業着手は対象外となっていることから雇用の創出や結婚・出産、子育て支援事業の事業から選定し、6月3日期限の事前相談に1案件を提出している。提出した内容は子育て定住促進住宅取得事業、予算額は15,000千円。相談の結果、内閣府からは、「給付型事業は事業効果の客観的な数値目標が設定しにくい。地方創生の観点から効果の高い事業を対象としており、再生計画の認定は難しい」との回答があり、以上の相談結果から、平成28年度の計画申請は断念している。

続いて、別冊の「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）活用の手引き」で、申請に係る流れを説明する。4ページ、まず申請にあたっては市町村が事業の企画立案をし、法人（企業）に対して寄附の依頼・相談を行う。企業で寄附の検討を行った結果、市町村に対して寄附の申し出がなされてはじめて地域再生計画の作成・認定申請を内閣府に上げることができる。内閣府では地域再生計画の審査を行い、認定されたあと公表がされる。認定を受けて市町村の方でも事業の公表を行い、その後事業の実施・事業費の確定が済んだあと、企業に対して寄附の支払いの要請をし、企業から寄附の払込みをいただくという流れになっている。

手引きの最後に留意事項が載っているが、留意事項として「① 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」へ寄附を行うことの代償として企業が経済的な利益を受け取ることは禁止されている」、「② 自社の本社が所在する地方公共団体への寄附については、本税制の対象とならない。この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指す」。この部分は町内に本社がある企業からの寄附は受けられないということになっている。③を飛ばして「④ 1回当たり10万円以上の寄附が対象となる」、「⑤ 寄附の払い込みについては、地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施し、事業費が確定した後に行うこととなる。また、本税制の対象となる寄附は、確定した事業費の範囲内までとなる」。以上が留意事項となっている。

最後に、8月2日に発表された内閣府の資料「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象事業の決定（平成28年度第1回）について」を説明する。6ページを開いていただきたい。これは第1回目の公表で全国の認定件数が載っている。北海道を見ると市町村分4件が認定されている。全国では都道府県分が10件、町村分が92件で102件の認定が行われている。次からのページは認定された市町村の名称と認定事業、それに係る事業費を載せている。12ページからは今回の企業版ふるさと納税の特徴的な事業例を載せてあるので後ほどご覧いただきたい。以上で説明を終わる。

委員長：説明が終わった。これから質疑に入るが、各委員、質疑の内容整理のため、ただ今から休憩に入る。

【休憩 10：45】

【再開 10：58】

委員長：再開する。質疑の前に資料の字句の訂正について、所管事務調査資料5ページの下から7行目、「20円以上」とあるが「20万円以上」で修正願う。

それでは、質疑を受け付ける。

鈴木委員：大きなところでざっくりと質問する。だんだん件数が増え、運営される側も大変だったと思う。一般質問でも言ったが、企画課でこれを受け持つということは事業者と打ち合わせなどをしなければならない。本来であれば企画課よりも商工観光課でやられた方がまちづくりに関してもスムーズにいくのではないかと質問をしても「そうですね」とは答えられないと思う。企業版ふるさと

納税については企画課でいいと思うが、平成27年度を終えた中で、人的に足りないとか、顧客管理が難しいとか、事業者との打ち合わせが大変であるとか、さらにこれを飛躍させようとするうえで、問題点はどこにあるか聞きたい。

松浦課長：昨年から大幅に件数が増え、事務量が増えているのは事実。昨年度から地域おこし協力隊1名が専門にやってくれている。それ以外に職員が携わることも結構あるが、清水町を知っていただくためのPRは当面は重要だと思っている。先ほどの説明にもあったが、礼状の中に季節に合った写真を入れるなどして清水町を知っていただくことを推進している。今後どの程度伸びるのか、国の制度がどう変わるのかがわからない状況にあるが、もう少し商品が増えれば、どこかで一括したらいいという考えもある。今のところ協力いただいている事業所とは連携をとりながらうまくやっており、今後は懇談の場を設け、ご意見をいただくことも近々考えている。今後どういう形にしていったらいいかなど、さらに推進することを考えていきたい。

田本補佐：事務量的な部分については今お話ししたように、地域おこし協力隊1名と統計企画係1名と私で、発送や発注で事務が集中するときには他のこともしながらやっている。寄附の受付やデータの管理ということで今年度予算をいただいて、事務の管理システムを導入して、機械的なところで事務の効率化を図る取り組みをしている。当面は課長が話したとおり。

中島委員：3点聞く。まず1つ目は、今の使途選定委員会の中に商工観光課は入っていないのか。

松浦課長：入っていない。次の選定委員会までに規定を見直して、商工観光課を入れるか検討したい。

中島委員：入れるか入れないかを今度やるときと言っているが、以前産業振興課だったとき参事（商工観光担当）は入っていなかったのか。商工観光課は必要ないということか。

松浦課長：打ち合わせは各課ともやっているが、最終的には副町長と課長で判断している。

中島委員：内部でもう1回検討してもらいたい。学識経験者の意見を聞くことになっているが、委員会には入っていないと理解していいか。

松浦課長：必要に応じてとあるが、今のところ入れていない。

中島委員：学識経験者というか、どこにも所属していない町民がいてもいいのかなと思う。行政サイドから見るとは、行政をある程度知っていて中立的な立場で判断できるような人。1年に1回くらい入ってもらって、その使途について意見を聞いてもいいのかなと思う。その可能性を聞きたい。

松浦課長：寄附者の意向にあてはまるように使途を選定しているが、判断が難しい部分については中立的な方を入れることを含め、どういう形がいいのか検討していきたい。

中島委員：2つ目は、ふるさとブランドとかちしみずを認証する窓口は農林課か。

松浦課長：そのとおり。

中島委員：認証対象団体を増やす努力はされているのか。

田本補佐：農林課が所管になっているが、認証対象事業所や商品の拡大については、ふるさとブランド品を返礼品に使っているとインターネットなどで周知しているので、認証の拡大に若干影響しているのではないかと考えている。

中島委員：認証がだめだと言っているのではなくて、担当課でないのだからこれ以上突っ込んだ質問はできないが、手続的に、事業者が積極的に認証を取りやすい条件があるのかなという部分を懸念している。

もう一つ、使い道であるが寄附の使途としてアイスホッケーのまちづくり事業に積極的に使っていることに否定はしない。ただ、アイスホッケーのまちづくり事業なので施設を立派にすればいいというものではない。老朽化に伴う整備

ができることはありがたいが、まちづくりにつながっているのか。大きな疑問のひとつとして、清水のアイスアリーナを使っている方が宿泊の問い合わせをしたら、帯広の宿泊施設を紹介している。宿泊施設が少ないからやむを得ない部分もあるが、その辺については現状を把握しているか。

松浦課長：NPO法人で努力されているのはわかっているが、宿泊の部分や細かい部分については把握していない。

中島委員：合宿等で宿泊できるだろうと思うのは農業研修会館。ここをアイスホッケーのまちづくり事業の一環として整備していくなど、泊まりやすい条件整備を寄附の中でできないのか。アイスホッケー合宿の対応が町内で対応できるように、この寄附金を使うことはできないのかお聞きしたい。

松浦課長：合宿で使う分には問題ないが、アリーナが老朽化しているのでそちらの方を優先している。農業研修会館との関わりについては担当課とも打ち合わせをしていないので、明らかにアイスホッケーにつながるということであれば活用は可能かなと思うが、検討させていただく。

中島委員：検討してくれるのであれば、寄附してくれた方に試合のアイスホッケーの観戦ツアーに来ていただいて、ホテルなどの宿泊は民間なので、町でできる対応といえば研修会館が一番手っ取り早い。そういう発想を持ってはどうか。そしてアイスホッケー協会の方に試合が決まったら、宿泊や食事等々を紹介していけば、まちづくりになんとなくつながっていくのではないかという気がする。なんとか清水に来てもらう方法、泊まってもらう方法、経済効果、寄附をいただいでかつご縁をいただいた方にまちづくりに参加してもらうなどの発想はの中で許されないのかお聞きしたい。検討してほしいがいかか。

委員長：即答できなければ、中島委員が言われたことを持ち帰って検討していただきたい。それでは他の質問に移る。

木村委員：中身の把握が不十分なので初歩的な意見になると思うが、ふるさと納税の本来の趣旨から現在のあり方を見ると逸脱していないかという見方が最近出てきている。例えば寄附金の問題も返礼の問題も、ある程度限界が見えてくると推測されるところが多い。地域の交流人口や移住の問題、ふるさとや地方自治体へのボランティア的援助というような本筋をもう一度見直していく必要があるのではないかというのが一つ目。具体的に言うと中島委員も言っていたように地域振興や地域の活性化にどうつないでいくのかとも関係あるが、現在の使い方の例から言うと、使い道を限定していない部分を積み立てて脚光を浴びたのが上士幌。なぜかという用途の指定がないので一部を、町のふるさと納税・子育て少子化対策基金に積み立てて、こども園の10年間無料を打ち出した。これがすごく脚光を浴びて、また寄附が増えたという状況も報告されている。これからの町には本筋に戻した企画力のあり方が問われていると感じるのが1点。2点目は細かい問題であるが返礼品のあり方をめぐっての批判も多い。よくわからないが各町村で内容や金額が違う。良いところもあると思う。各町のブランド品だとか名産品だとか広めていける良いところもあると思うが、規定や基準、寄附金に対してどれくらいというのが、一般的なものなのかを伺いたい。

松浦課長：本筋に戻した企画が必要ではないかというのが重要なと思うが、上士幌のように有名になるとこども園が無料になったということでさらに広まって応援してくれるのかなと思うが、本町の場合まだ額も少ないので、まずは清水町をPRし知っていただき、その次に特産品を知っていただくことが必要。そういうことを最初にやらないと良いアイデアを出してもそれを見てくれる人がいないと応援してくれるのは難しいのかなと実際感じている。

2点目の返礼品の関係であるが、いくらというのは実際のところはない。半分返しているという説明をしているが表には出せない。というのは、1万円の寄

附に 5,000 円返すとなると問題が出てくる。あくまでもお礼ということで出すので、それがどの程度かというのは各自治体の考えとなっている。半分返す、3分の1返すという表示の仕方はだめというのが一つ。商品券のように1万円の寄附に対し5,000円の商品券を出すのも、2,000円を超えた部分で税額控除があるので、だめということがある。半分がいいのか分からないが近くの町では半分のところが多いよう。北海道も始めたが、割合は低いと思う。表には出していないが、寄附する側もその町を応援したいという人もいるし、特産品がほしいという人も実際にいる。感想を見ると特産品がほしいという方がどちらかというところが多いと思う。本町としては町を知っていただき、特産品をPRしてさらにそのものを直接買っていただくなど、経済効果が上がる取り組みをまずやっていきたい。国の制度も今後どうなるか、東京都の方に200億円以上出ているんだという情報が出ているので、もしかしたら制度的に厳しくなるかもしれないが、状況を見ながらPRしていきたい。

木村委員：税のあり方で都市部と地方の格差是正というのが目的の中にあっただけそのあり方は本当にいいのかどうか。先ほど東京都の問題を言われたが、そこに現在住んでいる住民にとって税は大事なもの。そういうことから考えるとどこに幸せが行くのかということも当然国は考えるべきだと私は思う。条件を拡大していくのはいいが、その辺のあり方をおそらく国は検討せざるをえないのではないかと思う。それから地域を知ってもらうという面では、写真付きで、具体的に知らせる内容としては良いと思う。広報紙の8月号にふるさと納税は財源の確保だけではなく、色々な効果をもたらしているということで、暑中見舞いなどの取り組みも小さなことだけれどもアイデアを発掘し広めていくという取り組みになっていく。地域を知らしていくという面で成果が出てくるかなと思う。

北村委員：27年度からふるさと納税の件数が飛躍的に伸びたということは、ある意味では嬉しい部分であると思っているが、これまで大口の寄附者が主だったが、急に増えた1~2万円の寄附者は返礼品を期待して寄附される方が全国的には多いのではないかと思う。そして、寄附される方が関東を中心とした都市、いわゆる不交付団体に住んでいる人から来ている。木村委員も指摘されたので同じことを言うつもりはないが、これまであった大口の寄附者のほかにふるさと納税の寄附者が急に増えたことにより、ふるさと応援会員の役割はどうなっているのかなという感じがする。もう少し言うと納税してくれた人の声がこちらにフィードバックされてきているのかどうか。例えば今の段階でいくと用途についていくつか選ぶ項目があり、あとはお任せとなっているが、清水町を発展させるために、例えば意見をもらうなどしてアイデアをいただくことをもう少し積極的にやってもいいのではないかと考える部分がある。例えば返礼品として送ったものに対して、これはおいしかったとか、良かったとか、こうしたら良かったのではないかとか、フィードバックする仕組みが作ってくださる企業に対しても還元できているのかどうかお聞きしたい。

松浦課長：申し込みをいただくときに、コメントを書いてくださいと強制しているわけではないが、ご意見をいただいている部分がある。最近では日本国内で山羊のチーズを生産しているところがなかなかなく、今回、清水町で作っていることを知り喜んでいらっしゃる方もいる。この方は、千年の森のチーズセットを希望しており、昨年返礼を受けた特産品がとてもおいしかったので今年は母のところにも送ることにしたということ。また、人舞牛のセットを2口、自分の分と実家の分と申し込んでいる方、アスパラについても楽しみにしている方もいる。これは4月に申し込まれた方からで、これ以外にもたくさんあり、良い部分についてのコメントをいただいている。悪い部分はあまりないと思うが、おいしかったと

いうコメントについては事業者にもお知らせしている。

北村議員：現状はわかったが、応援会員の制度をもう少し充実させて、特徴のある事業にしていったほうがいいのではないかと思う。そして、例えば返礼品を送ったことによって、商品の消費拡大につながっていくのかどうか、統計的な調査も必要ではないかと思っている。企画的なことは企画のところで調査をさせていただきたい。もう一つは、今の現状でいくと少し伸びているが、見通しをどのように考えているかお聞きしたい。上士幌町は有名で道内でトップということだが、根室市が去年急に増えた。水害があって見舞金の感覚で納税をされた方が増えたのではないか。全道2位ということしか把握していないが、そういう状況がある。ある程度ふるさと納税が広まっているが、性格が変わってくるのではないかと実感している。その辺の見通しについて考えを聞きたい。

田本補佐：全国的に傾向としては、今年度は熊本の震災があったから一般的な返礼を期待する自治体は落ちてきているようだという話を伺っている。今年も北海道を含め色々なところで災害があったことを含め、特産品の返礼はマスコミでも取り上げられ、一時ブーム的な要素もあったので、今回のスタイルが伸びていくかという、難しいと感じている。

鈴木委員：2点お聞きする。木村委員とかぶるかもしれないが、寄附金の指定5つ、指定なし入れて6つ、例えば6ページの使途別寄附金累計でいくと、例えば5番目の花で彩るまちづくり事業は全体から見ると寄附される側も困った中でそれを選んだのかなど。こういうふうにしてほしいという寄附者の需要がない。これを作ってから何年も経っているが、そういう見直しをされていないと感じる。昨年、議員会で東川町へ行った。東川町の取り組みというのは、例えば先ほどの上士幌町の話ではないが、例えば移住体験住宅をつくるというような、寄附者に対して明確な事業を載せている。本町でやっていることは、先ほど中島委員が言われたように、何だかよくわからない。一般の寄附者が望んでいる事業という設定ではない。もう少しまちづくりとリンクしながら、うちの町はこれが必要だという基本的な考えがないからこの6点になるのかなどと思っている。その辺を考えていただきたい。今のままでいいとは思っていない。寄附金で何がしたいのか、まちづくりとリンクするようなPRとそれに対する考え方を持たなければならぬと思うので、寄附金の使途をもう少し考えていただきたいのが1点。

ふるさとチョイスというポータルサイトだと思うが、他にポータルサイトが見当たらなかった。楽天の方でもポータルサイトをやっている。順番的には寄附先でしっかりとした事業を構築した上で寄附を募集してまちづくりに貢献してもらうという本来のあり方にするために、ポータルサイトへの参加をもう1箇所増やして色々な人にPRしていくのも大切だと思う。先ほどの私の質問で、まだまだ余裕があるということなので、チャレンジされてはいかかかなど思っている。最後に1点確認したいが、企業版ふるさと納税は事業をこちらで構築した上でそれに対して乗ってくる企業があるかないかによって、寄附ができるかできないかという考えでよいか確認したい。

松浦課長：まずはもう少し具体化した事業を出した方がいいのではというご意見であるが、寄附していただいた方から寄せられたコメントは「おいしかった」というものがほとんどであるが、中には子どもがアイスホッケーをやっているのに関わって清水町に寄附したという人もいるし、アイスホッケー事業が面白そうというような感じでコメントをいただいているのも若干ある。もう少し具体化させたらいいかなとも思うが、寄附の使途については毎年報告書で「こちらに使いました」と出しているの、それに対して「もっとこういうことに使ったらいいのではないか」というコメントをいただければいいが、特徴のある事業

でないとなかなか難しい。漠然としたものだと難しい部分がある、寄附者の意向に沿える形が必要だと思うが、これという明確な事業があれば条例に加えるなり具体化する、若しくは特定するとそれ以外には使えないということにもなるので難しい面も出てくるが、その辺は清水町に特化した事業があれば検討していきたい。今、5つの事業でやっているが、1つの事業の中でこういうことをやりたいというものがあれば、PRや事業の中にこういうことを考えているというのは載せることができると思うので、表現の仕方を考えていかなければならないと思う。PRのためにはポータルサイトなりを増やしたらいいのではないかということに関して、他のポータルサイトも確認している。ただ、手数料とかそういうことを考えると結構高かったりする。ふるさとチョイスが一番多く見られているのでそこで集中してやっている。予算の範囲内でPRの方法を考えている。

企業版ふるさと納税については、鈴木委員の言ったとおり。

鈴木委員：寄附金の使途に関して言えば、PRでやっているからいいという考えもわかるが、寄附できる方は収入的にも多い方なので、外に発信力があるかどうかが大変。例えば、アイスホッケーには毎月これだけ来ていますなど、他の優秀なサイトは日常更新というか、PRを上手にやっている。ただ、漠然とした使途の寄附金であると出す意味があまりない。例えば移住者住宅をつくる。アイスホッケーだったら底辺拡大のための子どもたちの貸し出しセットを寄附金で何百万、そういう部分で個々にやっていかなければならない。今考えていますではなくてそういう流れの方が世の中多くてよく使われているという研究もされた方がいい。

田本補佐：今の使途の関係であるが、ふるさとチョイスの中で使途を説明PRする枠がある。それを活用するように毎日何か話題をつくることはなかなか難しいので、時期を見たり、機会をみたりしてやっているが、今回もオリンピックをやっているということで、ちょうどアイスアーリーナの予定事業も一区切りついたので、その写真を入れながら今現在御影のチームで活躍している女子選手が海外の強化合宿や交流試合に参加している人がいるので、そういったものを絡めながら寄附のところに画面を貼ったりすることをやっている。使途自体でこういうことをやりたいという部分はやっていないので、これについては今後の予算と使途項目の内容等をうまく使ってPRできるようにしていきたい。

鈴木委員：言っているのはそういう部分ではなくて、寄附する人は必ず清水町のホームページを見ている。そこだけ充実していても、清水町のホームページの発信力を高めなければならないと思う。本体の方の問題でもあるので、その辺も検討してほしい。

口田委員：今まで、各委員が使い道の話をしてきたが、それ以前の問題だと思う。担当課として腹が立つかもしれないが、このふるさと納税をどういうふうに捉えているのか。これから力を入れてやっていかなければならないと思っているのか。まあ、あるからこの程度で押さえていこうと思っているのか、まず、考え方を聞かせてもらう。

松浦課長：この条例を作った時は清水町にゆかりのある方や本当に応援していただいている方からの寄附を募っていたというのが一般的であった。毎年200万円程度で推移していたが、知っている人は知っているが知らない人はずっと知らないままとなるので、特産品の振興だとか地域の活性化を中心にするによってPRを進めていこうということ。発信力の問題もあるが、まずはこういう形で清水町を知っていただかないといくら良い事業をしても、見てもらえない。例えば清水町のホームページを見てもらえない部分もあるので、特産品を指定してもらって、それから清水町を知っていただく。これをもう少し続けて、返礼品

がなくても応援してくれる人がたくさん出てくればいいと思うが、当面同じやり方でやっていくのがいいのかなと思っている。

口田委員：返礼品はどここの町村でもやっている。それが原因で云々ということではないと思う。なぜ他の町村と比べてうちの町の伸びがこの程度なのか。うちの町ならもっともっと協力してもらってもいいような状態だと思う。何に原因があるのか。そういうことを振り返ってみたことはあるか。

松浦課長：清水町はたくさんの農産物を生産しているが、寄附者の多いところは海沿いの海産物だとか、農産物でも各地域のこれというものになっている。本町も黒にんにくなどいろいろなものを出している。寄附を利用して色々なものを食べてみたいという方が大多数だと思うので、清水町を知っていただくためにはそういう形でどんどんPRして、事業者が増えてきているのは良いことだと思うし、ふるさと納税の返礼品になるにはブランド認証を受けなければならないので、そういう形で清水町全体の産業の振興につながればいいなと思っている。

口田委員：根本的な考えが違うような気がする。良い制度だから石にかじりついてでもやらなければならないとなれば、色々な案が出てくると思う。機構改革も考えなければならないし、全体で考えていかなければならないことが出てくると思う。重要視していないようにしか思えない。良いものならもっともっと真剣にやってもらいたいと感じるが。

松浦課長：清水町は財政的にも収入が増えており、良い制度だと思っているので推進するためにいろいろ考えていきたい。

委員長：各委員から質問があったが、「新しい事業を組み込んではいかがか」という問いに対して、担当課からの返答が「新しい良い事業があれば検討する」では、良い事業を見つけるのは誰なのかというところが不明瞭である。新しい事業を発掘するために企画課としては何をやるのかというところを説明いただきたい。

松浦課長：ほかの町にないような事業でPRしていかなければならないと思うし、たくさんあればどれにするのかを検討しなければならない。ほかの町でもやっている事業だと問題にならない。この条例を作った時は5つの事業という大きなくくりの中でやっている。第九のまちなど清水町に合った事業ということで考えているがもう一度検討していきたい。

委員長：企画課の中で検討するというのでいいか。

松浦課長：条例であり、企画課だけで考える問題ではないので、企画課でも検討しながら、使途選定委員会などに諮りながら町として考えていく必要があると思う。

委員長：発案するのは企画課ということでもいいか。それとも清水町として企画課がパブリックコメントをとって、新たなものはないですかという段取りを踏むのか、企画課内でこういうものはどうかと検討しながらそれを上にあげるのか、その辺がはっきりしないので、お聞きしたい。

田本補佐：新しい事業という言葉の意味は、いきいきふるさとづくり基金の事業ということで条例として指定事業の項目を掲げているが、それ以外の項目という意味か。それとも、メニューとしての新しいものという意味なのか。それによって当然どういうふうに考えていかなければならないかが変わってくると思うが。

委員長：両方だと思う。何か新しいことというのは模索していくしかないから、あるものに飛びつくんだったら一つでいいが、選択肢がいっぱいあると思う。各委員の言うところは何年も前に作られた5項目プラス指定なしの6項目、これをいつまでも続けている。それだけじゃだめじゃないかという意見があったと思うが、それに対する答えが、「現状でいいのではないか」というような表現もあり、そうではなくて「検討していきます」という答えもあったが、その検討の仕方が「いいのがあれば検討する」という表現があったので、ではそのいいものは誰が見つけるのか、その辺が不明瞭なので、本議会で報告するにあたり、「企画課

ではこれだけやる気がありました」と言いたいのための質問であるが、その辺はどうか。

松浦課長：今やっている5つの事業というのは漠然とはしているが、それに該当する事業は当然やっている。今回はもっと具体的な事業を提示した方がいいのではないかという意見があった。事業をやるのは企画課でやる部分もあるし、第九のまちづくり事業は社会教育課だとか、各セクションで、すべて企画でやっているわけではないので、そこら辺は関係課と相談するが、新たな事業というのは企画で考えてやるわけではないので、そういう意味で新たな事業があればという、こちらで考える部分もあるかもしれないが、各部署でこういうような事業をやりたいだとかがあればそれに寄附金を募るだとかそういうことは考えていけるので、企画だけで考えるというわけではない。

委員長：それは重々承知している。返答の中の表現の中に「良い案がなかったらやらない」という表現があった。それをいかに探すかという姿勢が大切だと思うが、ここで押し問答をしてもどうしようもないが、当委員会として、なるべく企画課を中心としてそういう方向に持って行っていただきたい。もちろん担当課・各セクションあったら、それを巻き込んでやっていただきたいという希望である。よろしくお願ひしたい。説明員の退席のため休憩する。

【休憩 12:07 説明員退席】

【再開 12:08】

委員長：再開する。時間になったので、まとめについては午後から行う。休憩する。

【休憩 12:08】

【再開 12:54】

委員長：再開する。午前中の所管事務調査「ふるさと納税について」のまとめを行う。例にならぬ委員長・副委員長一任でよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：委員長・副委員長一任とさせていただきます。
休憩する。

【休憩 12:55】

【再開 12:59】

・防災マップの取り組みについて

委員長：再開する。所管事務調査午後の部、防災マップの取り組みについてということで事務調査を開始したいと思う。担当課は出席ありがとうございます。説明員の紹介後、配付された資料の説明等をお願いする。

小笠原課長：(説明員の紹介)

防災マップについては、町内の危険箇所や避難場所をマップに示すとともに災害に対する心構え等の啓蒙普及を目的に町内を6地区に区分した清水町防災マップを平成27年度に5,000部作成した。各対象地域に全戸配布するとともに新たに転入してきた方については窓口で配付している。対象地区を6地区に区分したことにより、ハザードマップの縮尺が大きくなり、より見やすくなったのが利点と考えている。

ハザードマップの関係だが、今回、北海道開発局の方で管理する十勝川の洪水・浸水予想区域は、最近の集中豪雨に備えて、今までは150年に一度の大雨を想定していたが、今後については1,000年に一度の洪水を想定し、7月末に見直しで公表された。これを受け、今後の防災会議においては地域防災計画の見直しを進めていく。災害対策については、大変重要な事だが、財源を伴うことから緊急性・重要性を鑑み、順次整備を進めていきたい。

詳細は担当係長から説明する。

鈴木係長：今回の防災マップについては、これまで、本町においては洪水ハザードマップ、揺れやすさマップというそれぞれのマップがあった。別々なのでなんとか一つにしたいということと、皆さまへの防災知識の啓蒙普及ということも含めて、防災知識を掲載した防災マップをつくった。配付したとおり、表紙には心構え等が書いてある。裏面には防災に関する各家庭での記入事項を記入できるようにしている。開くと、風水害と地震に分け、それぞれの対応すべき内容について載せてある。さらに、開くと地図になっており、それぞれ国土地理院の地図を基に作成した。避難所、防災無線の拡声器がある場所、地域広場や防災揺れやすさマップを表示し、参考にしてもらえればと思う。

浸水想定区域については、本町では十勝川についてのみある。市街地については表示はないが、字熊牛等を見てもらうと、色分けして想定されている。このマップについては、各家庭に昨年10月に配布するとともにホームページに掲載している。また、国土交通省のハザードマップポータルサイトとリンクし、町民のみならず全ての方が防災マップを閲覧できる。閲覧してもらい、自助・共助・公助ではないが、日頃から状況を把握してもらい、家族で相談してもらえればと思う。

先ほど課長から説明があったが、1,000年に一度の洪水例の見直しが十勝川で行われ、7月29日に公表された。その見直しにより、最大浸水域で約1.5m上昇と想定されている。それに基づいた浸水想定区域が国土交通省で公表されている。今回、浸水想定区域の見直しに合わせて、家屋倒壊と氾濫想定区域、浸水継続時間を図面化したものを併せて国土交通省で公表されている。

今後については、それを基にした地域防災計画の見直しやマップの見直し等も必要になってくるが、現在、北海道の管理河川でも同じような作業が進められているので、その推移を見ながらハザードマップ等の修正については検討していきたい。

委員長：各委員から質疑を受ける。中島委員。

中島委員：全体を見て、1級河川が主体で考えられている。これをつくったのはコンサルなのか、町職員なのか。

鈴木係長：それぞれが持っているデータを利用し、札幌の企画印刷会社に委託して作成した。

中島委員：作成したのは印刷会社と言ったが、他の団体との資料をかぶせて印刷したと理解していいのか。

鈴木係長：企画印刷会社にレイアウトも含めて、各関係機関から聴取した上で作成する形で委託した。

中島委員：風水害、地震ということで、地震については予測できないし、震源地によって状況は違う。風もその部類だが、水については地べたを這って流れてくる。これは注意喚起も伴っていると思っているが、それからいくとペケレベツ川とキツネ川、芽室川については警戒を促していない。低いものについては斜線などの表示をして注意を促すべきではないか。下佐幌もダムができたから佐幌川も雨のたびに騒がないが、過去の実績を持っている川なので、多少注意喚起をする表示があってもいいと思うが、作成の中で議論はされていなかったのか。

鈴木係長： 昨年の作成ということもあり、150年に一度の洪水の予報に基づいて、河川管理者が想定区域を作成している。ペケレベツ川と芽室川については、道の建設管理部としては計画高水位の堤防が完成しているの、浸水はしないという押さええていた。ただ、今までの水の状況を見ると、それでは不十分という見解が出ているので、今後、十勝川のように1,000年に一度の大雨を想定したものが見直しされている。昨年の状況ではそこまでしか議論は進んでいなかったの、それぞれの川のデータがないので、今回のマップには反映されていない。今後、北海道においても見直しが進んでいると聞いているので、何らかの結果が公表されるのではと思う。

中島委員： 係長の説明から言うと、注意喚起ということと過去の災害について表示してもいいのではないかと。過去を知っておくことも必要だと思う。機会があれば、国や道に過去の災害を把握できる範囲で表示してもらおうように話ができないか。

小笠原課長： 災害はいつ起きるかわからないが、過去に起こったところを重点的に修正などして防御をしてきた。雨の降り方や風の吹き方はそれぞれ変わっているが、過去にあったという注意喚起は必要なので、例えば町史の中から防災のところをピックアップして、清水町の過去の災害一覧をつくり、お知らせできればと思う。

口田委員： 旭山地区の別荘地帯の人には配っていないと思うが、万が一災害が起きた場合にその道路は決壊すると思う。その時はどういった対応になるのか。

小笠原課長： 別荘の人は常時いないので、特に配付はしていない。避難勧告や避難指示ということになれば、防災無線も通じないので職員が行くなど何らかの方法で伝達しなければならない。

口田委員： 難しいと思うが考えておいてほしい。

鈴木委員： 自分の避難場所は清水小学校と言われていたが、これを見ると最寄りに変わったのか。また、下佐幌だとさくらさくら、松沢であれば松沢の郷と施設に変わってきているが、住み分けは体育館があるので体育館と理解していいのか。

鈴木係長： さくらさくらや松沢の郷については、それぞれの施設に共有スペースがあるので避難所として使わせてもらえるよう施設と簡単な協定を結び、避難場所と指定させてもらっている。

鈴木委員： 電柱に避難場所を貼ってあったと思うが、それとの整合性はどうか。

鈴木係長： 20年前に避難所の看板を設置し、各電柱や消火栓に避難場所を表示していた。今までは町内会単位でしてきたが、現在は最寄りの避難場所へ避難してほしいという言い方をしている。看板自体は最寄りがある程度表示しているので、今すぐ撤去しなくても問題ないと思っているが、後々案内等は考えなければならないと思っている。避難所の看板としては、予算が付き、誰でもわかる避難所のマークに替える予定をしているので、各施設に行ったら避難場所とわかるようになると思う。消火栓等については、どういう表現がいいのかも含めて検討させてもらいながら対応する。

北村委員： 水害の関係だが、清水市街地区には一切ないとなっている。気になっていることとして、昔、川として流れていたところが下水道になっている。テレビなどで水害のニュースを見ると、地下水から水が噴き出しているものがある。そういったことはあり得ないのか。

鈴木係長： 全くあり得ないとは言いにくい。ただ、清水町の地形として日高山脈から佐幌川へ向けての傾斜地なので、都会のような平坦な土地ではないので流れやすいと考えている。ただ、どこで閉塞するかわからないし、入り口が詰まる可能性もある。昔の河川もマンホールで地中を通している部分もあるので、その部分の入り口と出口の管理はしていかなければならないと考えている。

木村委員：老人福祉センターが避難場所になっている。新聞で見て、以前私が質問した時に町長の答弁で「老人福祉センターは障害者の避難」と話していたと思うが、平成26年の4月1日現在で道の振興局別の町村調査資料が載っていた。それには、清水町、中札内、更別、豊頃、陸別が障害者指定の避難場所が指定されていないという記事があった。これを見ると一般の避難場所にはなっているが、障害者の避難場所はないと押さえていいのか。

鈴木係長：福祉避難所と呼ばれているのが、障害者や体の不自由な方に避難してもらう施設になるが、本町においては去年の6月にせせらぎ荘を運営している清水旭山学園と施設利用の協定を結ばせてもらい、せせらぎ荘を福祉避難所として指定させてもらっている。せせらぎ荘であれば常時職員もいるし、対応が可能ということで指定した。

木村委員：それ以降に指定されたということか。

鈴木係長：はい。

委員長：台風が来ており、次も来そうな雰囲気です。足寄・本別の方はひどく、避難勧告がよく出ている。警報が清水町に出ていた時もあったが、報道による情報と清水町独自に出す情報はリンクしているのか。

鈴木係長：現在、警報や避難勧告等の状況について、警報については気象警報なので気象庁が出す警報で周知されるが、避難勧告等については北海道においては北海道情報管理システムがつくられ、公共情報放送機関との連携がされるシステムが構築されている。清水町で避難勧告が発生したと道に報告した段階で、全ての公共放送機関に伝達され、そこで伝達されるという仕組みになっている。万が一清水で避難勧告が起きた際には、通常のテレビ放送にすぐ出るようにシステムが構築されている。

委員長：町内の防災情報を登録してあったらテレビを見なくても警報等が自動的に載るということでいいか。

鈴木係長：今、登録メールということで登録制度を運営している。そこに登録した方については、気象警報、特別警報、土砂災害、地震については震度5弱以上の発表があれば、自動的に発報されるようになっている。メールがない方については、登録してもらえればFAXや電話で伝達する内容になっている。

委員長：電気が遮断された時に情報をいかに町民へ伝えるかについては構築されているか。

鈴木係長：現状を言えば、町の情報伝達手段はアナログ無線の防災行政無線と登録メールしかない。あとは道やいろいろな関係機関に情報伝達をしてもらうしかない。アナログ無線の使用期限が決まってきているので、その更新と合わせた形でいろいろな情報伝達手段を整えたいと思っている。また、衛星電話などを活用した情報伝達を構築していきたいと考えている。

中島委員：災害の対応等を経験者から聞く懇談会を持って、当時の対応や思いを聞いてはどうか。

小笠原課長：過去の災害の記録と同じような考え方ではないかと思うが、昭和56年の風水害以降、清水町においては災害はほとんどなく、職員についてもその辺の対応ができるかわからない状況になっている。その中で職員の初動マニュアルなど、当時にはなかったものを作った。日頃からそれに目を通して訓練するということが必要になってくる。更に、十勝川の水防協議会に木流しの訓練があったりするので、積極的に訓練に参加し、技術を身に付けるなど、できる範囲の中でやれることを考えていかなければならないと思っている。

中島委員：昭和56年より前の大災害の時に消防団員だった人が健在でいるので、その当時のことを知ることが大事だと思う。木流しなどの訓練をしようとしているが、訓練でやっていることと、いざ大雨が降って氾濫している状況でやるのとは違う。それを体験してほしいということではないが、昭和と平成を振り返ってそ

ういうことを残しておいてもいいのではないか。当時の方はすごく苦勞していたと思うので、その辺の語り継ぎを考えてほしい。

小笠原課長：私が役場に入って経験した中で昭和56年の災害が一番大きな災害だったので昭和56年と言った。それ以前の話は記憶にないので過去の災害と合わせた形で検討させてほしい。

北村委員：災害対策本部が設置されることがないようにと願う立場で考えたくなるが、たまたま私は町内会の会長をやっており、地域による自主防災として緊急事態があった時に連絡ルートがまだできていない気がする。町内会で避難するのに手助けが必要な方の把握ができていないという思いがある。平常時の町内会の組織はそれなりの動きがあるが、非常時のことは想定されていないと感じている。何か考えていることがあれば聞きたい。

鈴木係長：本町の防災としては、ハード面として備蓄はある程度行っている。十分とは言えないが一定量のものについては備蓄できた。今後については、委員が言うように自主防災組織の今後の活用と育成が必要になってくると思う。本町については、町内会は全て自主防災組織と位置付けているが、実質的な活動が伴っていないというのが現状だと思う。今後は、ソフト面での防災の取り組みとして、訓練も含めてやっていかなければならないと思っている。一朝一夕にはいかなことなので少しずつ町内会と話をしながら進めていきたい。

木村委員：ソフト面の話が出たので、2点質問する。

1つ目は、避難場所が意外と遠い。町内会でも気になっているが、この10年で一人暮らしや高齢者が増えているという中で、避難時の要支援者への体制が総務省の消防庁の調査（昨年4月1日）で、管内の市町村の例を挙げて調べている。この名簿調査が一定程度進んで、関係機関の中で情報共有が進んでいるのが士幌、本別、清水町の3町が出ていたので安心していたが、清水町の場合、要支援者が125人いて、人口を占める要支援者の割合が1.3%、要支援者のうち、事前に避難支援関係者に情報提供している者の割合が100%になっている。気になったのは、個人情報保護の制約等もあり町内会でも把握しきれない部分がある。情報を開示する場合においても支援者を町内会で配置していく場合でも同意を得ることが難しい場合もある。要支援者数125人というのは、2、3年で調査をし直し、協力関係団体等に掲示しているのか。

2つ目は、町内の危険箇所として、私たちの団地でいえば、団地の人たちが子どもの遊び場やその他を含めて、事前に共有しておくべきマップも必要ではないか。例えば、町内で1年に1・2回清掃活動を行うので、その行事と合わせながら町内会の役員と相談して提起をしていこうかと考えている。そういうような取り組みが必要と思う。団地なので、町内会の構成員（居住者）も変わり、子ども数もこの頃は多くなってきている。そういう面でも子どもの目から見た部分で、標識が読めない、危険箇所の表示が読めないという問題も感じたので、そのような取り組みを町内会で音頭をとっていけるような体制を組んでもらえればと思う。

議会の予算関係で、団地の街路灯を全部調べて街路計画について質問したことがあるが、なかなか予算がつかないので、そういう面が進んでいかないと担当係から返答をもらった。ある程度計画を持って、危険な部分を押さえながら予算化をしていくことや、危険だから注意するような指示をしていくなど、そういうものへの体制も含めて町内会ごとのマップづくりも含めながら、自主防災組織という取り組みも必要ではと思う。

鈴木係長：要支援者の関係だが、本町においては防災の方で災害時要援護者避難支援プランを平成25年につくった。それに付随した個人計画については、保健福祉課の在宅支援係が中心となり、各民生委員や社会福祉協議会の協力を得ながら個別

の状況を確認した上で個別計画を組み、名簿提供という形で一覧にしている。今年の4月段階では97名の登録状況になっている。定期的に見直しをし、状況を確認している。ただ、要支援者と呼ばれる方については、その他に障害者や乳幼児がいるので、そういう方々へのプランはなかなか進んでいないのが現状。要介護者、独居老人、高齢者夫婦については、介護支援係の方で重点的に行っている。

危険箇所については、各町内会等によって個別の事情がある。それぞれの状況に合わせてやっていくことが理想的だと思う。そのためには町内会単位の訓練などを通じた中で意思疎通をはかり、皆で情報共有を図っていければと思っているので、今後の課題と思っている。

小笠原課長：街路灯の整備に関わり、防災資機材の整備にも関わってくると思うが、予算があることなので優先順位を考えながら整備していくものは整備していくという形でやらなければならないと思う。また、係長から話があったように、町内会ごとの危険箇所の部分については、HUGという防災のゲームがあるので、そういったものを活用しながら、危険な箇所をわかってもらったり、実際に見てもらって町内会で考えてもらえるようにしたいと思う。一遍にはできないので、モデル地区を1か所決めてやってもらい、波及させていくといういろいろな方法の形の中で、自主防災組織を助長していかなければならないと考えている。

口田委員：災害が起きたとしても本町は川から離れて、護岸も行き届いているので水の被害はまずないだろうと思う。問題は地震で、仮に清水町直下型の震度7以上の地震が出た時には、町だけではなく山でも対象は同じだと思う。起きた場合にどういう対応をするのかが何もできていないと思う。地震が起きた時に、町内会長はこういう連絡をするなど決めてもらえればそれに従ってできるが、何もないと大変なことになる。地震の対応についてお願いしたい。

鈴木係長：地震はいつ起きるか分からないもので、本町で一番心配される災害だと思う。対応としては、地域防災計画の中に地震に対する計画も策定している。職員の初動対応マニュアルについても地震の場合の対応も計画している。そういうものがあるので、あとはそれをいかに実行できる力量を整えるかということになるので、今後はその部分を含めた訓練やマニュアルの周知をしていきたい。

口田委員：そういうものがあるのは知っているが、町民個々がどの程度把握しているのか。町民までのPRをこれからもお願いする。

小笠原課長：いろいろな機会を通じた中で周知方法を考えていきたい。

鈴木委員：役場庁舎内は停電に対応はできているのか。また、防災無線は停電でも使えるのか。

鈴木係長：一番悩みの種のところで、役場庁舎においては、非常電源装置はない。通常の非常電灯がつくのみ。防災無線についても非常電源は備えていない。あと、北海道と通じている防災行政システムに関しては発電機がセットで配備されているので、発電機が動く限り情報の伝達は北海道の防災情報システムを通じて行うことはできる。保健福祉センターには非常電源がついている。その非常電源をいかに有効活用していくかを今後検討していく。

口田委員：防災無線の話が出たが、かなり古くなっている。当初は電池と両方使えたと思うが。

鈴木係長：戸別受信機については電池が内臓になっている。親機については役場と連携しているので、役場が止まれば止まってしまう。設置されてから30年が経過しているもので、それに代わるものを皆さんの意見を踏まえながら決めていかなければならないと思う。

口田委員：30年電池を取り替えたことがない。今後の対応策を考えてほしい。

鈴木係長：実際、現状ではそうだと思っている。戸別受信機も進化しているので、どんなあり方がいいのかも含めて、非常時に使えるものを検討していきたい。

委員長：自主防災組織をつくっていくことに関してだが、去年当別町に視察に行き、自主防災組織に対して道とNPOが町内会連絡協議会へ助成をしているという話を聞いた。テントや発電機を買うなどしているが、知られていないのか希望者が少ない。なぜしないのかと当別町では言っていたが、そういうものを利用して、モデルになってもらう町内会にでも話をし、申請をかけてもらう。申請は役場職員しかできないが、調べてモデル地区をつくるのもいいのではと思う。

小笠原課長：防災資機材の確保という中では、そういったものを利用することは大変いいことだと思う。例えば、町全体のことを考えた時に、うちの場合は去年ご覧いただいたとおり水道施設のところに特に置いている。ただ、本当にそれでいいのか。本体がきちんとしていない中では、なかなか波及する部分が少ないので、そこら辺を整備した中で次の段階でそういう制度を利用して、自主防災組織の中に備蓄を持ってもらうなどして、波及できればいいなと思っているが、まだそこに至っていないのが現状。

委員長：ここで調査を終了してもよろしいか。

(いいの声あり)

【休憩 13時50分 説明員退席】

【再開 13時51分】

委員長：この件についてのまとめは、委員長・副委員長で行ってよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：これだけは載せてほしいという案はあるか。

木村委員：こんな分厚いものがいっぱい出ていて読んだが、国の方針かわからないが、国、道、町と同じものが前段にずっと出てくる。一番大切なのはソフト部分で、住民一人ひとりがどうなのか。まずは自分を守れと書いてあるが、それも大切だが自分で自分を守れない人がこれから増えていく。特に、在宅介護の関係から考えるとそうなるので、ソフト部分の重視を強調してもらえればと思う。

委員長：委員長・副委員長の方で作成し、提出する。

委員長：以上で所管事務調査を終了してもよろしいか。

(よろしいの声あり)

(2) 議会報告会と町民との意見交換会について

- ・総務文教常任委員会での質疑、意見・提言等の調査・検討
- ・平成27年度の執行側へ対応を求めた項目の検証

委員長：当委員会が所管である項目について資料に基づき調査・検討結果をつくっていかなければならない。この項目については、皆承知と思うので番号順に処理していきたいと思うがよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：9番、旧羽帯小学校の解体についてだが、答弁は「旧羽帯小学校の解体は修繕費や防災上の補償の課題など、費用対効果を総合的に勘案して判断したと説明を受けた」と鈴木議員から答弁したが、質問者は「誰が危険と決めたのか」ということを知りたいのだと思う。誰がというのは、当然町であるし、すでに小学校は解体されている。これについて答弁するとすれば、旧羽帯小学校のような施設があり、それを町が解体するかどうか判断する前に借り手がいるのかどうかの意向を聞いてから結果を出してほしいということだと思う。それに対する

答えとして、委員会ではどのように持っていくべきなのか。

中島委員：9番は19番に絡んでくるが、私が聞いている限りでは急な話ではなく、町と事前に協議をして納得のうえのことだと聞いている。執行側とそういう話合いは終わっており、実態としては勝手にやったとは聞いていない。それからいくと、執行側へは解体の際には透明化を求めることと、地域の意思を尊重しなければならないということになる。学校・福祉・集会所関係において、町が所有しているものについては、古くても地域が残してほしいと言えど残さざるを得ないという事情もあるが、逆に置いておくと地域が管理するのも大変だと聞いている。いろいろなことを考えたら、この2件については、今後は透明度を高めた事務処理を求めるという答えとせざるを得ないのではないのか。

【休憩 13時58分】

【再開 14時07分】

委員長：9番、19番については、細かい話をしても答弁にならない気がする。議会として答弁をするならば、「公共施設の解体等については地域を含め町民への説明責任を果たし、再利用の可能性を含め、透明度を高めた処理に努めるよう働きかける」ということでいかがか。

(いいの声あり)

委員長：9番、19番合わせた答えにする。

木村委員：議長が「跡地利用の公示まで審議したわけではない」と言っているので、今の説明の方がいい。

中島委員：借りる側にも透明性を高めてほしい。お互い透明性を高めて町民の理解を求める。

委員長：23番については、本州へ視察に行ったことにより、教育の四季の見直しの時期がきているのではということだが、そういう結論には至っていない。この回答については、「今後、状況が変わってきたらその状況に見合った計画に見直すよう働きかける」くらいしか言えないと思う。どんな回答が適切と思うか。

北村委員：10年くらい経っている。それについて総務文教常任委員会で調査に行ったことも含めてどこかで意見交換をしてもいいのでは。

中島委員：質問者から教育の四季と具体的な発言はされていない。それを教育の四季と置き換えるのは疑問に感じる。研修に対しての報告も踏まえて意見も多少添えてあるので、当委員会として議会へ所管事務調査報告を踏まえて、今後の対応を願うしかない。

鈴木委員：所管事務調査をし、取りまとめをして議会へ出している。それを持って町へ要望を出しているので、報告・要望済でいいのでは。

委員長：23番については報告済とする。

委員長：26番、「図書館の予算が1,500万円あったが、現在の予算は」については、単純に250万円と記載する。

委員長：27番、本を身近にして利用を増やしてはどうかについては、実際、ここの答弁ではそれも可能かなと言ってしまったが、大きな公民館には置けても小さな地域の公民館には置けないということが事実である。

中島委員：質問者の過去にはという言葉の中で、過去にはどういう状況で移動図書館がもたれていたかということ。過去は学校があった。学校を主として移動図書館が回っていた。行けば必ず人がいた。今は、実施したとしても必ずしも人がいるとは限らない。小学校が廃校した時点でその地区の移動図書はなくなった。現状は受け入れてもらえる対象施設がないということから、実施するのは難しいのでは。

委員長：この質問に対しては、最後だけ答えることも可能ではないか。「本を身近にして利用を増やしてはどうか」と28番の「図書館を利用して、活用することを考えていただきたい」は同じに考え、教育委員会を含めて図書館の利用を推進する方策を考えていくことがベストの答えではないかと思う。

口田委員：今も移動図書館をやっている。昔から比べるとわからないが、こまめにやっているように見える。

中島委員：28番の「図書館を利用して、活用することを考えていただきたい」は、図書館としても大いに努力をしていると思う。一層の図書館利用の普及を期待する。27番については、公民館に日割りで来ても人がいないので、28番に移行して図書館利用をいろいろな行事で期待するしかない。

委員長：27番、28番一緒にし、図書館利用の一層の普及を目指して努力を目指しますという回答にしたいと思うが、よろしいか。

(いいの声あり)

委員長：34番、まちづくり計画の進捗状況については、前回の定例会の中でも出ていたと思うが、執行側からは「進捗状況はない」とのことだった。議長の答弁のまま引用させてもらう。

委員長：平成27年度の3番、「JR十勝清水駅の椅子について」は、建設業協会の寄附によって行われた。

加来議長：今、委員長が言ったことだが、先月、駅で駅長に会い、議員の方からの働きかけによって建設業協会と町に協力してもらい、ホームに設置できたとお礼を言われた。利用者も大変喜んでいるそう。

委員長：その事実を記載するということでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：11番、アイスアリーナの芝生の上でバーベキューをやり、芝が焼けた跡があったということについては、社会教育課に確認したところ、「利用者にモラルを守って使用するよう毎回伝えている」ということで、これを記載することでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：以上で、議会報告会と町民との意見交換会についての当委員会の検討項目は終了する。

事務局長：執行側に伝える項目としては、9番、19番は透明性を高めるということで執行側に伝える項目になる。27番、28番の図書館の関係はどうするか。

委員長：図書館及び図書館利用の進行を目指すということで伝える。

事務局長：伝える項目とする。

(3) その他について

委員長：委員から報告はあるか。

(なしの声あり)

委員長：本日は長い時間ありがとうございました。これで、所管事務調査及び議会報告会と町民との意見交換会の調査・検討項目については終了する。